

(土石流被害の防止による評価)

(区分) 国補

事業名	復旧治山(火山)	事業箇所	南都留郡	山中湖村	高地坂	地区名	一の砂(いちのすな)	事業主体	山梨県
(1)事業概要					(3)事業の妥当性評価				
①課題・背景					①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か)				
<p>本計画箇所は、山中湖に流入する一級河川一の砂に位置している。近年の集中豪雨により溪流の溪岸侵食が発生し、荒廃が顕著となり、下流への土砂流出の恐れが高まったため、土砂流出防止対策を早急に実施し、保全対象の保護を図る必要がある。</p>					<p>・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当</p>				
②整備目標・効果					②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか)				
<p>□主要目標</p> <p>○土石流被害の防止 保全対象 人家25戸 国道370m 配水池1ヶ所 緊急度・危険度 12≥10点 ※ 被害軽減額 363百万≥340百万円 ※</p>					<p>・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備</p>				
					③経済妥当性				
					<p>費用便益費 便益(B)／費用(C)= 3.62 > 1.0 ・便益(B)= 593 百万円 ・費用(C)= 163 百万円</p>				
					④事業実施・規模の妥当性				
					<p>・流域内は治山堰堤が設置されているが、満砂となっている。なお、砂防ダムの計画はない</p>				
					⑤整備手法の有効性				
					<p>・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が有効</p>				
□副次目標					⑥環境負荷への配慮				
					<p>・切土法面は緑化し、裸地を残さない ・使用機械は排ガス対策型とし、環境負荷を軽減する</p>				
□副次効果					⑦事業計画の熟度				
<p>○被災時の被害波及の防止 「国道413号線(第1次緊急輸送道路)の保護」</p> <p>○雑用用水の安定供給(平野地区)</p>					<p>・地元山中湖村より強い要望あり</p>				
					<妥当性評価>				
					<p>・7項目すべて妥当であることから、妥当と判断</p>				
(2)整備内容と整備量					(4)事業間優先度評価				
①整備内容					<p>・貢献度ランク: a 副次効果ランク: 1 優先度評価: SI</p>				
②整備期間					(5)総合評価				
③総事業費					<p>・(3)及び(4)の結果から「最優先」に実施</p>				
④全体計画					【事業位置図等】				
⑤既整備内容・期間・事業費					省 略				